
北 部 ご み 処 理 セ ン タ ー 等
長 期 包 括 運 営 事 業
要 求 水 準 書

令和 4 年 4 月 11 日

(第 1 回変更：令和 4 年 5 月 2 日)

(第 2 回変更：令和 4 年 6 月 27 日)

大曲仙北広域市町村圏組合

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 要求水準書

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 基本事項	1
1.2.1 事業名称	1
1.2.2 事業実施場所	1
1.2.3 事業内容	1
1.2.4 対象施設	2
1.2.5 事業期間等	4
1.2.6 業務範囲	4
1.2.7 処理対象物と処理方法	4
第3節 事業要件	5
1.3.1 一般事項	5
1.3.2 要求水準書等の遵守	5
1.3.3 関係法令等の遵守	6
1.3.4 組合及び官公庁等の指導等	6
1.3.5 官公庁等への申請	6
1.3.6 組合及び官公庁等への報告	7
1.3.7 組合等による検査等	7
1.3.8 関連事業等への協力	7
1.3.9 保険への加入	7
1.3.10 許認可等の取得	7
1.3.11 基本性能	7
1.3.12 事前準備	7
1.3.13 公害防止基準	8
1.3.14 用役条件	11
1.3.15 特定調達品の調達	11
1.3.16 車両・重機等	12
1.3.17 災害発生時等の廃棄物の処理	12
1.3.18 事業期間終了時の取扱い（北部ごみ処理センター）	12
1.3.19 事業期間終了時の取扱い（最終処分場）	13
1.3.20 要求水準書記載事項	13
1.3.21 契約金額の変更	13
第2章 運営	14
第1節 運営条件	14
第2節 組織計画の作成及び人員の配置	14
第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出	15
第4節 運営体制	15
第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備	15
第6節 防災管理体制の整備	15
第7節 連絡体制の整備	16
第8節 施設保安体制の整備	16
第3章 運転管理業務	17
第1節 本施設に係る運転管理業務（共通事項）	17
3.1.1 本施設の運転管理	17
3.1.2 運転条件	17
3.1.3 適正運転	17
3.1.4 運転計画の作成	17

3.1.5 運転管理マニュアル	17
第2節 計量棟に係る運転管理業務（共通事項）	18
3.2.1 受付管理	18
3.2.2 案内・指示	18
3.2.3 施設使用料等の収納	18
3.2.4 受付時間	18
第3節 北部ごみ処理センター（ごみ処理施設）に係る運転管理業務	19
3.3.1 運転条件	19
3.3.2 搬入物の性状分析	19
3.3.3 搬入管理	19
3.3.4 適正処理	20
3.3.5 最終処分場への搬出	20
3.3.6 搬出物の性状分析	20
3.3.7 各種定期検査・分析	20
第4節 北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設）に係る運転管理業務	21
3.4.1 運転条件	21
3.4.2 搬入管理	21
3.4.3 適正処理	21
3.4.4 最終処分場への搬出	21
3.4.5 資源物等の搬出	22
3.4.6 搬出物の管理	22
第5節 最終処分場に係る運転管理業務（各処分場共通）	22
3.5.1 運転条件	22
3.5.2 埋立条件	22
3.5.3 浸出水処理条件	23
3.5.4 搬入管理	24
3.5.5 埋立作業	24
3.5.6 適正処理・処分	25
3.5.7 埋立容量の管理	25
3.5.8 その他基本条件	25
第4章 施設保全業務	26
第1節 施設保全業務（共通事項）	26
4.1.1 施設保全	26
4.1.2 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理	26
4.1.3 備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い	26
4.1.4 施設の基本性能の維持	26
4.1.5 施設の点検管理	26
4.1.6 点検・検査計画	27
4.1.7 点検・検査の実施と報告	28
4.1.8 補修計画の作成	28
4.1.9 補修の実施	29
4.1.10 施設の保全	30
4.1.11 更新計画の作成	30
4.1.12 更新工事の実施	30
4.1.13 改良保全	30
4.1.14 清掃	30
4.1.15 建築物の機能維持と点検管理	31
4.1.16 付帯設備の機能維持と点検管理	31
4.1.17 施設見学者等への対応	31
4.1.18 窓口対応	32
4.1.19 帳票類の管理及び記録の保存	32
4.1.20 各種調査票の作成協力	32
4.1.21 地域振興	33

4.1.2.2 その他.....	33
第2節 計量棟に係る施設保全業務（共通事項）.....	33
4.2.1 施設の機能維持.....	33
4.2.2 施設の点検管理.....	33
第3節 北部ごみ処理センターに係る施設保全業務.....	33
4.3.1 施設の機能維持.....	33
4.3.2 施設の点検管理.....	33
4.3.3 公害防止監視装置の管理.....	33
4.3.4 ダイオキシン類ばく露防止対策.....	33
4.3.5 見学者ホール・通路の案内展示設備.....	33
第4節 最終処分場に係る施設保全業務（各処分場共通）.....	34
4.4.1 施設の機能維持.....	34
4.4.2 施設の点検管理.....	34
第5章 環境管理業務.....	35
5.1.1 環境保全基準.....	35
5.1.2 環境保全計画.....	35
第6章 資源物管理業務.....	36
6.1.1 資源物の管理.....	36
第7章 情報管理業務.....	37
7.1.1 運転記録報告.....	37
7.1.2 点検・検査報告.....	37
7.1.3 補修・更新報告.....	37
7.1.4 環境管理報告.....	37
7.1.5 作業環境管理報告.....	37
7.1.6 資源物管理報告.....	37
7.1.7 施設情報管理.....	37
7.1.8 その他管理記録報告.....	37
第8章 安全管理業務.....	38
第1節 安全衛生管理・作業環境管理.....	38
8.1.1 安全衛生管理.....	38
8.1.2 作業環境管理基準.....	38
8.1.3 作業環境管理計画.....	38
第2節 防災管理.....	39
第3節 施設保安全管理.....	39
第9章 人事管理業務.....	40
9.1.1 従業員に対する教育訓練.....	40

用 語 の 定 義

No.	用 語	定 義
1	組合	大曲仙北広域市町村圏組合をいう。
2	組合圏域内	組合を構成する大仙市、仙北市及び美郷町の管内をいう。
3	本事業	北部ごみ処理センター等長期包括運営事業をいう。
4	本施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センター、大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場、大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場、大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場を総称していう。
5	北部ごみ処理センター	大曲仙北広域北部ごみ処理センターのごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、プラットホーム、ペットボトル処理施設、ストックヤード、洗車場、動物焼却炉等の施設・設備およびその周辺を総称していう。
6	ごみ処理施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センターのごみ処理施設をいう。
7	粗大ごみ処理施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センターの粗大ごみ処理施設をいう。
8	北部し尿処理センター	大曲仙北広域北部し尿処理センターの施設・設備およびその周辺を総称していう。なお、本事業の運営対象には該当しない。
9	田沢湖処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
10	角館処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
11	西木処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
12	最終処分場	田沢湖処分場、角館処分場、西木処分場を総称していう。
13	計量棟	本施設敷地内にある計量棟をいう。
14	事業準備期間	運営事業者が本施設の運転等の引き継ぎに要する準備期間である事業契約締結後から令和5年3月31日までの期間をいう。
15	事業期間	令和5年4月1日から令和15年3月31日までの期間をいう。
16	事業期間等	事業準備期間及び事業期間から構成される約10年3ヶ月間をいう。
17	乖離請求期間	運営事業者が本施設にかかる募集要項等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担を組合へ請求できる期間であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。
18	募集要項等	本事業における応募者の募集に際して公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）などの資料を総称していう。
19	募集要項	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 募集要項」をいう。
20	要求水準書	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 要求水準書」をいう。
21	基本協定書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 基本協定書（案）」をいう。
22	事業契約書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 事業契約書（案）」をいう。
23	優先交渉権者選定基準	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 優先交渉権者選定基準」をいう。
24	様式集	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 様式集」をいう。
25	価格提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した価格提案書をいう。

No.	用 語	定 義
26	技術提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した技術提案書をいう。
27	提案書等	価格提案書及び技術提案書を総称していう。
28	選定委員会	大曲仙北広域北部廃棄物処理施設長期包括運営事業に係る事業者選定委員会をいう。
29	応募希望者	本事業に応募を希望するものをいう。
30	応募者	応募希望者のうち、応募資格審査を通過した者をいう。
31	優先交渉権者	選定委員会の審査結果を踏まえ、応募者の中から選定された者をいう。
32	運営事業者	組合と事業契約を締結した者をいう。
33	代表企業	応募者が共同企業体の場合、応募者を代表する企業であって、本事業に係る募集に対して応募手続き等を行うものをいう。
34	処理困難物	仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に記載されている処理困難物をいう。
35	処理不適物	仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に記載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品をいう。

第1章 総則

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、大曲仙北広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が、北部ごみ処理センター等長期包括運営事業（以下「本事業」という。）を実施する運営事業者に対して要求する業務水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については要求水準書に明記されていない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 事業概要

本事業は、仙北市から排出される一般廃棄物を適正に処理するため、北部ごみ処理センター等（北部ごみ処理センター、最終処分場の総称をいい、以下「本施設」という。）の運転、保全（点検、補修、更新、部品調達等）を含めた包括的な運営業務を事業期間にわたって実施するものである。

運営事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、運営事業者の提案による創意工夫のもと、業務の水準を確保しつつ効率的な運営を行うものとする。

第2節 基本事項

1.2.1 事業名称

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業

1.2.2 事業実施場所

北部ごみ処理センター : 仙北市角館町藺田古川 37-3

田沢湖一般廃棄物最終処分場 : 仙北市田沢湖生保内字八木沢台 16-2

角館一般廃棄物最終処分場 : 仙北市角館町下延明通り 77

西木一般廃棄物最終処分場 : 仙北市西木町小山田字高野 93-3

1.2.3 事業内容

本事業における業務は、北部ごみ処理センター及び最終処分場に関する運転管理業務、施設保全業務、環境管理業務、資源物管理業務、情報管理業務、安全管理業務、人事管理業務である。詳細は別表1に示す。

1.2.4 対象施設

本事業における対象施設の概要は表 1 ～表 5 のとおりである。

表 1 北部ごみ処理センター（ごみ処理施設）の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター（ごみ処理施設） （以下、「北部ごみ処理センター（ごみ処理施設）」という。）
所在地	秋田県仙北市角館町菌田古川 37-3
施設規模	25.5t/16h×2 炉 計 51t/16h
処理対象物	燃やせるごみ、可燃残渣
処理方式	准連続燃焼式（流動床式）
竣工年月	1998 年 3 月
設計・施工	石川島播磨重工業株式会社
基幹的設備改良工事 竣工年月	2019 年 3 月
同工事設計・施工	株式会社 IHI 環境エンジニアリング （現：株式会社神鋼環境ソリューション）
現在の運営形態	定期運転委託 ※修繕工事は別途各年度発注
現在の運営事業者	株式会社神鋼環境ソリューション
現在の運営委託期間	2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間）

表 2 北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設）の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設） （以下、「北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設）」という。）
所在地	秋田県仙北市角館町菌田古川 37-3
施設規模	14t/5h
処理対象物	処理：粗大ごみ、缶類、ペットボトル 貯留：新聞紙・本類・ダンボール、小型家電
処理方式	破碎＋選別＋圧縮、貯留
竣工年月	1998 年 3 月
設計・施工	石川島播磨重工業株式会社
現在の運営形態	定期運転委託 ※修繕工事は別途各年度発注
現在の運営事業者	株式会社神鋼環境ソリューション
現在の運営委託期間	2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間）

表 3 田沢湖一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場 (以下、「田沢湖処分場」という。)
所在地	秋田県仙北市田沢湖生保内字八木沢台 16-2
埋立面積	11,500 m ²
埋立容量	69,451 m ³
埋立地形式	従来型処分場 (オープン型)
浸出水処理量	65 m ³ /日
竣工年月	2002 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】 定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】 定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】 株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】 東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間) 【浸出水処理施設維持管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

表 4 角館一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場 (以下、「角館処分場」という。)
所在地	秋田県仙北市角館町下延明通り 77
埋立面積	8,500 m ²
埋立容量	63,600 m ³
埋立地形式	従来型処分場 (オープン型)
浸出水処理量	65 m ³ /日
竣工年月	2001 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】 定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】 定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】 株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】 東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間) 【浸出水処理施設維持管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

表 5 西木一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場 (以下、「西木処分場」という。)
所在地	秋田県仙北市西木町小山田字高野 93-3
埋立面積	5,600 m ²
埋立容量	14,600 m ³
埋立地形式	従来型処分場 (オープン型)
浸出水処理量	30 m ³ /日
竣工年月	2001 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】 定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】 定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】 株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】 東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間) 【浸出水処理施設維持管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

1.2.5 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

運営事業者は、事業準備期間において、組合職員及び各種業務の現受託事業者から本施設の運営業務を引継ぐものとする。

- ・事業準備期間

事業契約締結後から令和5年3月31日までの約3ヶ月間

- ・乖離請求期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

- ・事業期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間

1.2.6 業務範囲

本事業における運営事業者の業務範囲の概要は、別表1～2のとおりである。

1.2.7 処理対象物と処理方法

本事業における処理対象物は、仙北市から搬入される一般廃棄物その他組合が認めたものである。処理方法、回収される資源物は、表6のとおりである。

表6 処理方法及び回収資源

施設	種類	処理方法	回収資源
北部ごみ処理センター	燃やせるごみ	焼却⇒残渣埋立	—
	粗大ごみ	破碎・選別⇒可燃残渣焼却 ⇒不燃残渣埋立 ⇒資源回収	鉄、アルミ
	缶類	選別・圧縮⇒資源回収	鉄・アルミ
	ペットボトル	選別・圧縮⇒資源回収	圧縮梱包ペットボトル
	新聞紙・本類・ダンボール	貯留⇒引き渡し	新聞紙・本類・ダンボール
	小型家電	貯留⇒引き渡し	小型家電
最終処分場	びん・不燃物	埋立	—
	不燃残渣	埋立	—
	資源びん※	貯留⇒引き渡し	飲食物の空きびん

※田沢湖処分場では、資源びんの受入・貯留は行っていない。

第3節 事業要件

1.3.1 一般事項

運営事業者は、本事業を実施するに当たり、本施設が組合の循環型社会形成を推進する主要施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の事業要件を遵守し、適正な運営に努めること。

(1) 一般廃棄物の適正処理・処分

施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。また、自然災害に伴って発生した災害廃棄物の適正処理に対して協力を行うこと。

(2) 適正な運営

施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運営に努めること。

(3) 環境の保全

地球環境、地域環境の保全と環境負荷の低減に十分配慮すること。

- ① 公害防止への配慮
- ② 省エネルギー対策の実践
- ③ リサイクル・再資源化の積極的な推進

(4) 安全の確保

本施設内における災害を防止するとともに、従業者や見学者等の安全を確保すること。

- ① 火災や爆発などの施設における災害の発生防止
- ② 労働災害の発生防止と従業者及び見学者等の安全確保
- ③ 防犯体制の整備

(5) 経済性への配慮

本施設の運営を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう配慮すること。

- ① 長期的視野に立った事業運営の確立
- ② 事業運営体制の効率的な運用

(6) 適切な事業計画の立案

本事業が10年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

- ① 長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成と実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成と実施
- ③ 安定継続のための信用補完手段の確保

1.3.2 要求水準書等の遵守

運営事業者は、事業期間中、要求水準書、事業契約書、提案書等に記載される要件を遵守すること。

1.3.3 関係法令等の遵守

運営事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は表7のとおりである。

表7 主な関係法令等

法令等	法令等
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・都市計画法 ・建築基準法 ・建設業法 ・消防法 ・道路法 ・道路交通法 ・下水道法 ・水道法 ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・航空法 ・電波法 ・有線電気通信法 ・電気事業法 ・電気工事士法 ・電気用品取締法 ・計量法 ・事務所衛生基準規則 ・危険物の規制に関する規則・政令 ・毒物及び劇物取締法 ・労働者派遣法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	・特定化学物質等障害予防規則 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・高圧ガス取締法 ・一般高圧ガス保安規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・電気設備に関する技術基準 ・電気工作物の溶接に関する技術基準 ・クレーン等安全規則 ・クレーン構造規格 ・クレーン過負荷防止装置構造規格 ・電気機械器具防爆構想規格 ・溶接技術検定基準（JISZ3801） ・圧力容器構造規格 ・日本産業規格（JIS） ・日本農林規格（JAS） ・電気規格調査会標準規格（JEC） ・日本電気工業会標準規格（JEM） ・電線技術委員会標準規格（JCS） ・日本油圧工業会規格（JOHS） ・内線規程 ・電気供給規程 ・ゴンドラ安全規則 ・地方自治法 ・グリーン購入法 ・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・ごみ処理施設性能指針 ・秋田県及び組合の条例・規則等 ・その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

1.3.4 組合及び官公庁等の指導等

運営事業者は、事業期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

1.3.5 官公庁等への申請

運営事業者は、組合が行う本施設の運営に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を作成・提出すること。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

1.3.6 組合及び官公庁等への報告

運営事業者は、本施設の運営に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に従うこと。

1.3.7 組合等による検査等

運営事業者は、組合等が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.3.8 関連事業等への協力

運営事業者は、本事業実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.3.9 保険への加入

運営事業者は、事業期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、運営事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

1.3.10 許認可等の取得

運営事業者は、事業準備期間に本事業を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

1.3.11 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設がその設備によって備え持つ施設としての機能、能力及び効率であり、北部ごみ処理センターにあっては、新規竣工時（平成10年度）と基幹的設備改良工事竣工時（平成30年度）の「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか「閲覧に供する参考資料で示される竣工関連図書」において保証される内容であり、最終処分場にあっては、「実施設計図書」において保証される内容である。運営事業者は、適切な運営により当該基本性能を維持すること。

1.3.12 事前準備

運営事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を作成するものとする。運営事業者は学習計画書に従って、事業準備期間において、組合職員及び各種業務の現受託事業者からの引継、運転人員の採用、トレーニングなどの運営開始のための必要な準備業務を必要に応じて組合職員等の協力を得ながら行うこと。

また、運営事業者は、事業期間開始までに、運営業務に係る運営マニュアル、運営計画及び修繕計画（これらをまとめて、以下「事業実施計画書」という。）を作成するものとする。

1.3.1.3 公害防止基準

本事業における本施設の公害防止基準は、以下に示すとおりである。

(1) 排ガス基準（北部ごみ処理センター）

表 8 排ガス基準

項 目	法規制値※	自主規制値※
ばいじん濃度	0.15g/Nm ³ 以下	0.05g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物濃度	K 値 17.5 以下	100ppm 以下
塩化水素濃度	430ppm 以下	200ppm 以下
窒素酸化物濃度	250ppm 以下	150ppm 以下
一酸化炭素濃度	100ppm 以下	100ppm 以下
ダイオキシン類濃度	10ng-TEQ/Nm ³ 以下	1ng-TEQ/Nm ³ 以下
水銀（水銀及びその化合物）濃度	50 μg/Nm ³ 以下	50 μg/Nm ³ 以下

※O₂=12%換算

(2) 排水基準（北部ごみ処理センター）

プラント排水、生活系雑排水は排水処理設備にて処理後、北部ごみ処理センター内で再利用し、外部放流しないことから、基準値の適用はない。

(3) 放流水の排水基準（最終処分場）

最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は、下表に示す目標値を遵守する。
 下表以外の項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）」における排水基準によるものとする。

表 9 放流水の排水基準（最終処分場）

項 目	田沢湖処分場	角館処分場 西木処分場
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下	10mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	20mg/L 以下	20mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下	10mg/L 以下
全窒素含有量 (T-N)	—	10mg/L 以下
大腸菌群数	—	3,000 個/mL 以下

(4) 熱しゃく減量に係る基準（北部ごみ処理センター）

表 10 熱しゃく減量に係る基準

項 目	基準
焼却残渣の熱しゃく減量（炉底残渣）	1%以下

(5) 飛灰処理物に係る溶出基準（北部ごみ処理センター）

表 1 1 飛灰処理物に係る溶出基準

項 目	基 準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム又はその化合物	1.5mg/L 以下
ひ素又はその化合物	0.3mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

(6) 粉じん基準（北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設））

表 1 2 粉じん基準

項 目	基 準
排気筒出口粉じん濃度	0.1g/Nm ³ 以下

(7) 騒音基準

表 1 3 騒音基準（北部ごみ処理センター）

区 分	朝	昼	夕	夜
	6～8 時	8～18 時	18～21 時	21～6 時
基準値 (dB(A))	60	65	60	50

表 1 4 騒音基準（最終処分場）

区 分	朝	昼	夕	夜
	6～8 時	8～18 時	18～21 時	21～6 時
基準値 (dB(A))	50	55	50	45

※田沢湖処分場は、用途地域外のため上記基準は適用しないものとする。

(8) 振動基準

表 1 5 振動基準（北部ごみ処理センター）

区 分	昼	夜
	8～19 時	19～8 時
基準値 (dB)	65	60

表 1 6 振動基準（最終処分場）

区 分	昼	夜
	8～19 時	19～8 時
基準値 (dB)	65	60

※田沢湖処分場は、用途地域外のため上記基準は適用しないものとする。

(9) 悪臭基準

表 1 7 悪臭基準（北部ごみ処理センター）

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1ppm 以下	イソバニールアルデヒド	0.003ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルバニールアルデヒド	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下
		臭気濃度	15 以下

表 1 8 悪臭基準（田沢湖、角館処分場）

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1ppm 以下	イソバニールアルデヒド	0.003ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルバニールアルデヒド	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下
		臭気濃度	—

表 1 9 悪臭基準（西木処分場）

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1ppm 以下	イソバニールアルデヒド	—
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	—
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	—
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	—
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	—
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	—
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	—	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	—	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	—	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルバニールアルデヒド	—	イソ吉草酸	0.001ppm 以下
		臭気濃度	—

1.3.1.4 用役条件

(1) 北部ごみ処理センター

① 給排水

用水はすべて井水を使用する。また、プラント排水及び生活系雑排水は施設内で処理した後、再使用し無放流とする。

② 電気

受電方式は、交流 3 相 3 線式高圧 6,600V である。

(北部ごみ処理センター、北部し尿処理センターの 2 施設で 1 受電)

③ 電話

運営事業者用回線は、必要分を運営事業者自ら電話会社から新規に調達する。

④ 燃料

助燃燃料として A 重油を使用する。

⑤ 薬剤

排ガス処理、排水処理等に薬剤を使用する。

⑥ 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

(2) 最終処分場

① 給排水

生活用水及びプラント用水として、田沢湖処分場は井水、角館処分場は給水車により運搬した上水、西木処分場は上水を使用する。また、排水については浸出水処理施設にて処理後、河川放流する。

② 電気

受電方式は、いずれも交流 3 相 3 線式高圧 6,600V である。

③ 電話

運営事業者用回線は、必要分を運営事業者が電話会社から新規に調達する。

④ 燃料

燃料として重機用に軽油、暖房用に灯油、草刈等作業用にガソリン及び混合ガソリンを使用する。

⑤ 薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

⑥ 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

1.3.1.5 特定調達品の調達

運営事業者は、本施設の運営業務の実施において、「特定調達品のリスト」に示す本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品等（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定調達品に係る補修・更新工事等において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。

上記に係わず、運営事業者が自らの責任において施工企業以外から特定調達品を調

達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、運営事業者は、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

1.3.16 車両・重機等

運営事業者は、本事業において必要な車両・重機等について、本施設の運転管理・施設保全に支障のないものを使用すること。ただし、表 20 に掲げる組合が所有・リースする車両・重機等については、運営事業者が要否について判断し組合と協議すること。組合所有の車両・重機等を使用する場合、組合は無償で運営事業者に貸与するが、これらに係る各種費用（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用、不要になった場合の廃車処分等を含む）は、運営事業者が負担すること。また、組合は貸与した車両・重機等の更新は行わないので、車両・重機等の更新が必要となった場合は、運営事業者が自ら代替車両等を用意すること。

表 20 組合が所有する車両・重機等

施設	種類（メーカー）	規格・能力	取得年	数量	備考
北部ごみ処理センター	灰出しダンプ（いすゞ）	2 トン	R3.4 ～R4.3	1 台	リース 現在し尿と共用使用
	ショベルローダ（TCM）	—	H10	1 台	不動産
	フォークリフト（トヨタ）	—	H10	1 台	不動産
田沢湖処分場	バックホー（日立）	—	H14	1 台	
	ショベル・ローダ（コマツ）	EDR-WA103	R3.4 ～R4.3	1 台	リース
角館処分場	バックホー（日立）	ZX200-5B	H31.4 ～R6.3	1 台	リース
	ショベル・ローダ（コマツ）	W270-6	H31.4 ～R6.3	1 台	リース
	ホイールローダ（古河）	F12 改	H17	1 台	中古（登録 H5）
西木処分場	バックホー（CAT）	311CU	H13	1 台	

1.3.17 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

1.3.18 事業期間終了時の取扱い（北部ごみ処理センター）

（1）事業期間終了時における施設の引渡し条件

組合は、事業期間終了後、北部ごみ処理センターを使用しない予定である。ただし、詳細については事業期間終了の 3 年前に改めて検討・協議の上決定することとする。

なお、事業期間終了後も隣接する北部し尿処理センターは使用するため、計量設備等については継続して使用することに支障がない状態とする。

1.3.19 事業期間終了時の取扱い（最終処分場）

（1）事業期間終了時における施設の引渡し条件

組合は、事業期間終了後も最終処分場を使用する予定であり、継続して使用することに支障がない状態とする。引渡し条件については、事業契約書（案）も併せて参照のこと。なお、確認方法は次のとおりである。

- ① 事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施する。なお、ここでいう「継続して使用する」とは、事業期間終了後の運営を担当する運営事業者（又は組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。
- ② 当該検査の結果、事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。
 - a) 最終処分場の基本性能を満たしている。
 - b) 建物の主要構造部、仕上げ、設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

1.3.20 要求水準書記載事項

（1）記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

（2）図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

1.3.21 契約金額の変更

事業提案の提出後に、「1.3.20」により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第2章 運営

第1節 運営条件

本事業の運営は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 募集要項
- (2) 要求水準書
- (3) 事業契約書
- (4) 各種質問回答書
- (5) 運営事業者が提案した書類
- (6) その他組合の指示するもの

第2節 組織計画の作成及び人員の配置

運営事業者は、事業期間開始までに、下記事項に基づいた全体及び施設別の人員配置計画を作成し報告すること。

- ① 運営事業者は、本施設の運転管理を適切に行うことが可能な人員配置を行うこと。
- ② 運営事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。表 21 に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

表 2 1 主な資格とその業務内容

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の維持管理に関する技術上の業務の実施及び施設を維持管理する事務に従事する職員の監督（北部ごみ処理センター（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設）、最終処分場）
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
電気工事士（2種以上）	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
エネルギー管理員	燃料や電気を消費する設備の維持、燃料や電気の使用方法の改善及び監視
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
玉掛作業	玉掛作業を行う
フォークリフト運転者	最大荷重 1t 以上のフォークリフトの運転作業
ショベルローダー等運転者	最大荷重 1t 以上のショベルローダーの運転作業

第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出

運営事業者は、事業期間開始までに、要求水準書及び提案書に基づき運営業務に係る運転教育計画、運転計画、運転管理マニュアル、施設保全計画（調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画、清掃計画等）、環境保全計画、作業環境管理計画、安全作業マニュアル、防災管理計画、施設保安計画等（これらを総称して「事業実施計画書」という。）を作成し、組合の承諾を得ること。

第4節 運営体制

- （1）運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運営体制を整備すること。
- （2）整備した運営体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- （1）運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- （2）運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第6節 防災管理体制の整備

- （1）運営事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- （2）運営事業者は、整備した防災管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- （3）運営事業者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- （4）運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- （5）運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合に承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- （6）運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時には、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- （7）運営事業者は、整備した自主防災組織について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- （8）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練

等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果については組合へ報告書を提出すること。

- (9) 運営事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7節 連絡体制の整備

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に承諾を得ること。
なお、体制を変更した場合も同様とする。

第8節 施設保安体制の整備

- (1) 運営事業者は、本施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 運営事業者は、本施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (3) 運営事業者は、夜間、休日等必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設に係る運転管理業務（共通事項）

3.1.1 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、本施設における公害防止基準等を遵守し、運営事業者の責任と費用負担により適切に処理処分するとともに、経済的運転に努めること。

3.1.2 運転条件

（1）場内車両動線

場内の車両動線については、組合の指示する動線を遵守すること。

（2）公害防止基準

1.3.13 を参照のこと。

（3）用役条件

1.3.14 を参照のこと。

ただし、角館処分場の用水については井水だけでは不足する見込みであるため、運営事業者が、組合の指定する購入先から用水を調達・運搬すること。現在の調達・運搬状況は以下のとおりであるが、購入者が組合から運営事業者が変わることで料金や給水車貸借等の条件が変わる可能性がある。

- ・ 調達場所：角館の浄水場の消火栓より、給水車（1 m³）へ積み込み運搬
- ・ 調達頻度：概ね1回/10日、3～4往復/回
- ・ 購入先：仙北市上下水道課、現在給水車は担当課より無償で貸借
- ・ 購入料金：使用量1～5 m³で55円/m³、6～10 m³で88円/m³、11～20 m³で198円/m³
- ・ 使用量：8～12 m³/月

3.1.3 適正運転

運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3.1.4 運転計画の作成

- （1）運営事業者は、年度別の計画処理量及び埋立量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- （2）運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- （3）運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

3.1.5 運転管理マニュアル

- （1）運営事業者は、施設の運転操作及び埋立作業等に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づき

基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。

(2) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転及び埋立作業の状況にあわせて随時改善すること。

(3) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。

第2節 計量棟に係る運転管理業務（共通事項）

3.2.1 受付管理

(1) 運営事業者は、廃棄物及び資源物、埋立物等を搬入・搬出する車両を計量棟において確認・計量し、記録すること。

(2) 運営事業者は、ごみを搬入しようとする者に対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。搬入ごみが基準を満たしていない場合は、適切な搬入指導を行うこと。

(3) 運営事業者は、搬入車両が混雑し、本施設外まで車列が構成される場合には、誘導員を配置して適切に案内する等の必要な措置を講じること。

(4) 計量棟におけるパソコン等備品については運営事業者が調達し、適正な受付管理を行うこと。（現在は組合が5年間（R3.4～R8.3）のリース契約を行っている。）

(5) 北部ごみ処理センターの計量受付業務については、隣接する北部し尿処理センターへの搬入車両に対する計量受付も運営事業者が行うこと。なお、北部し尿処理センターへの搬入車両からの料金徴収は発生しない。

3.2.2 案内・指示

運営事業者は、ごみの搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示すること。

3.2.3 施設使用料等の収納

(1) 運営事業者は、本施設にごみを搬入しようとする者から、組合が定める施設使用料等を、組合が定める方法で、組合に代わり収納すること。

(2) 運営事業者は、収納した施設使用料等を、事業契約書に定める方法によって組合へ引き渡すこと。

3.2.4 受付時間

計量棟における受付時間は、原則として以下のとおりである。その他、詳細な日時や時間については、組合と協議して決定するものとする。

表2.2 受付時間（現状）

受付時間	平日の午前8時30分から午後4時30分まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日。 ※北部ごみ処理センターは祝日、曜日によっては12月29～31日も受付。

第3節 北部ごみ処理センター（ごみ処理施設）に係る運転管理業務

3.3.1 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるものとする。

(2) 運転時間

施設の運転時間は16時間/日とする。

(3) 処理対象物と年間処理量

ごみ処理施設における処理対象物と年間処理量は表23のとおりである。また、事業期間における計画処理量は添付資料に示すとおりである。

表23 処理対象物及び年間処理量（ごみ処理施設）

処理対象物	年間処理量 (令和2年度実績)
可燃ごみ（粗大ごみ処理施設からの残渣含む）	8,067 t/年

(4) 計画ごみ質（建設時）

可燃ごみの計画ごみ質は表24のとおりである。

表24 計画ごみ質と近年のごみ質

ごみ質		単位	低質	基準	高質	過去5年間の 平均ごみ質
項目						
三成分	水分	%	65	51	38	49
	可燃分	%	28	41	53	46
	灰分	%	7	8	9	5
低位発熱量		kJ/kg	4,200	7,500	10,920	7,419
単位容積重量		kg/m ³	300	250	200	235

3.3.2 搬入物の性状分析

運営事業者は、ごみ処理施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。測定内容は、三成分（水分、可燃分、灰分）、低位発熱量、単位容積重量、種類組成とし、年4回実施すること。

3.3.3 搬入管理

(1) 運営事業者は、安全に搬入を行うために誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。

(2) 運営事業者は、ごみ処理施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。

(3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な段ボー

ル箱等については、資源化を行うこと。

- (4) 運営事業者は、搬入された廃棄物に処理不適物があつた場合は、搬入者に持ち帰りさせること。
- (5) 運営事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- (6) 運営事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

3.3.4 適正処理

- (1) 運営事業者は、搬入された廃棄物について、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、ごみ処理施設より排出される焼却残渣等が関係法令、公害防止基準を満たすように適切に処理すること。

3.3.5 最終処分場への搬出

- (1) 運営事業者は、ごみ処理施設から排出される焼却残渣が、関係法令、ごみ処理施設の公害防止基準を満たすことを定期的を確認し、ごみ処理施設から組合が指定する最終処分場へ運搬すること。
- (2) 組合が指定する最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。
- (3) 搬出車両は、運営事業者が新たに調達すること。

3.3.6 搬出物の性状分析

- (1) 運営事業者は、ごみ処理施設から排出される焼却残渣等の量及び性状について分析・管理を行うこと。

3.3.7 各種定期検査・分析

- (1) 運営事業者は、ごみ質や排ガス等、必要な検査・分析を定期的を実施すること。主な検査項目・頻度は表 25 とおりである。

表 25 主な検査項目・頻度（ごみ処理施設）

項目	測定頻度	測定項目
ごみ質	4 回/年	単位体積重量、三成分、種類組成、低位発熱量
排ガス	各炉 2 回/年	ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀
ダイオキシン類	各炉 1 回/年	排ガス中、焼却灰中のダイオキシン類と一酸化炭素濃度
飛灰処理物	1 回/年	飛灰処理物中の重金属類及びダイオキシン類
焼却灰（炉底残渣）	各炉 1 回/年	熱灼減量
作業環境	2 回/年	焼却炉周辺、灰出し作業周辺、集じん機周辺のダイオキシン類

第4節 北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設）に係る運転管理業務

3.4.1 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定すること。

(2) 運転時間

施設の運転時間は原則として5時間/日とする。

(3) 処理対象物と年間処理量

粗大ごみ処理施設における処理対象物と年間処理量は表26のとおりである。また、事業期間における計画処理量は添付資料に示すとおりである。

表26 処理対象物及び年間処理量（粗大ごみ処理施設）

処理対象物	年間処理量 (令和2年度実績)
粗大ごみ	678.01 t / 年
缶類	99.43 t / 年
ペットボトル	81.78 t / 年
合計	859.22 t / 年

3.4.2 搬入管理

(1) 運営事業者は、安全に搬入を行うために誘導員を配置し、プラットフォーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。

(2) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。

(3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な小型家電、段ボール箱等については、選別・保管し、組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと。

(4) 運営事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。

(5) 運営事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

3.4.3 適正処理

運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入された廃棄物について、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。

3.4.4 最終処分場への搬出

(1) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設から排出される破碎不燃物が関係法令を満たす

ことを定期的に確認し、粗大ごみ処理施設から最終処分場へ運搬すること。

(2) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

3.4.5 資源物等の搬出

(1) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設から回収される資源物を組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと。

3.4.6 搬出物の管理

運営事業者は、粗大ごみ処理施設から回収される鉄類、アルミ類、破碎不燃物、梱包ペットボトル等、ストックヤードの紙類、小型家電等を適正に保管するとともに、搬出量をそれぞれ計量すること。

(1) 資源物、残渣量の搬出状況

粗大ごみ処理施設における資源物、残渣搬出量実績は表 27 のとおりである。

表 27 資源物、残渣搬出量（粗大ごみ処理施設）

搬出物	年間搬出量 (令和 2 年度実績)
鉄類	152.45 t / 年
アルミ類	56.46 t / 年
破碎不燃物	18.18 t / 年
梱包ペットボトル	73.69 t / 年
合計	300.78 t / 年

第 5 節 最終処分場に係る運転管理業務（各処分場共通）

3.5.1 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく埋立処分できるように設定すること。

(2) 搬入時間

各処分場における搬入時間は、原則として平日の 8:30～16:30 とする。

3.5.2 埋立条件

(1) 埋立物と埋立量

北部ごみ処理センターからの搬入物は、ごみ処理施設から排出される飛灰処理物と、粗大ごみ処理施設から排出される破碎不燃物である。各処分場における埋立物の種類と埋立量は表 28 のとおりである。

表 2 8 各処分場における埋立物の種類と埋立量

埋立物	年間処理量 (令和 2 年度実績)
田沢湖処分場	53.60 t / 年
飛灰処理物	0.00 t / 年
びん・不燃物、破碎不燃物	53.60 t / 年
角館処分場	1,155.69 t / 年
飛灰処理物	902.81 t / 年
びん・不燃物、破碎不燃物	252.81 t / 年
西木処分場	333.14 t / 年
飛灰処理物	0.00 t / 年
びん・不燃物、破碎不燃物	333.14 t / 年
合計	1,542.43 t / 年

(2) 埋立作業時間

規定しないが、日勤作業とすること。現状は 8:30～17:30 である。

3.5.3 浸出水処理条件

(1) 施設規模

田沢湖処分場	65m ³ /日
角館処分場	65m ³ /日
西木処分場	30m ³ /日

(2) 運転時間

浸出水処理施設は原則として事業実施期間中連続運転とする。

運転員の作業時間については規定しないが、現状は日勤作業時間内（8:30～17:15）である。

(3) 計画原水質と処理水質

各処分場における計画原水と処理水の水質は表 29 のとおりである。

表 2 9 各処分場における計画原水質と処理水水質

項 目		計画原水質	計画処理水質
田沢湖処分場	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	110mg/L	10mg/L 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	70mg/L	20mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	170mg/L	10mg/L 以下
	全窒素含有量 (T-N)	—	—
	大腸菌群数	—	—
角館処分場	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	250mg/L	10mg/L 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	100mg/L	20mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	300mg/L	10mg/L 以下
	全窒素含有量 (T-N)	100mg/L	10mg/L 以下
	大腸菌群数	—	3,000 個/mL 以下
西木処分場	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	100mg/L	10mg/L 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	50mg/L	20mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	300mg/L	10mg/L 以下
	全窒素含有量 (T-N)	50mg/L	10mg/L 以下
	大腸菌群数	—	3,000 個/mL 以下

3.5.4 搬入管理

- (1) 運営事業者は、搬入作業が安全に行われるように搬入車両を適切に誘導すること。
- (2) 運営事業者は、搬入車両に、動線、洗車、ダンピングの方法・場所等を適切に指示すること。
- (3) 運営事業者は、最終処分場への搬入開始からその日の埋立処分が終了し退場するまでの間、搬入を監視する人員を最終処分場に配置すること。
- (4) 運営事業者は、搬入される埋立廃棄物を組合が示す受入基準に基づき搬入監視を行うこと。不適物の混入が確認された場合は、適切に除去し、その処理について組合と協議すること。
- (5) 運営事業者は、公道から最終処分場までの搬入路の維持管理を実施すること。また、冬期間は除雪を実施すること。現状、田沢湖処分場と西木処分場については門扉より内側が除雪範囲であるが、角館処分場については門扉外側から県道までの搬入路も除雪範囲に含まれている。
- (6) 運営事業者は、最終処分場に搬入される資源物（資源びん）を適正に保管し、組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと。

3.5.5 埋立作業

- (1) 埋立作業に当たっては、予め策定した埋立計画を遵守すること。
- (2) 埋立廃棄物を計画的に順序良く埋立し、埋立廃棄物を種別に区分できるよう記録し、埋立作業場所の最小化に努めること。
- (3) 環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分に勘案した埋立作業を行うこと。
- (4) 遮水工、浸出水集水管等の各種構造物が適正な状態であることを確認した上で埋

立作業を行うこと。

(5) 埋立ガス濃度、酸欠等の作業環境に配慮して埋立作業を行うこと。

(6) 関係法令等を遵守した埋立作業を行うこと。

3.5.6 適正処理・処分

(1) 運営事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令等を遵守し、適切に処分を行うこと。

(2) 運営事業者は、埋立地より導水された浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理すること。

3.5.7 埋立容量の管理

(1) 運営事業者は、「最終処分場残余容量算出マニュアル」（平成 17 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容量を年 1 回以上測定・記録すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。

(2) 運営事業者は、埋立地の全景写真及び埋立場所の写真を撮影し、月報に添付すること。

3.5.8 その他基本条件

(1) 関係法令等を遵守し、適切な運営を行うこと。

(2) 合理的かつ効率的な事業実施に努めること。

(3) 環境汚染の発生の未然防止に努めること。

(4) 従事者に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の運転管理について、定期的な教育指導を行うこと。

(5) 埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮すること。

(6) 組合への報告・提出を適切に行うこと。

(7) 事業の遂行に当たり必要な各種マニュアル、計画書等を作成すること。

第4章 施設保全業務

第1節 施設保全業務（共通事項）

4.1.1 施設保全

運営事業者は、以下に示す要件、公害防止基準及び関係法令等を遵守し、事業実施計画等に基づき、運営事業者の責任と費用負担により適切な施設設備の保全を行うこと。

4.1.2 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理

運営事業者は、本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した本施設の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、提出すること。

また、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

4.1.3 備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い

運営に必要な備品・什器・物品のうち、運営事業者が新たに購入したものは、原則として運営事業者に帰属するものとするが、その取り扱いについては事業期間終了時に組合と協議する。また、予備品、消耗品については、組合が事業期間開始時に、組合の所有するものを運営事業者に引き渡すため、運営事業者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、事業期間開始時に組合から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を組合に引き渡すこと。

なお、北部ごみ処理センターについては、事業期間終了後は施設を使用しない予定であるためこの限りではない。

4.1.4 施設の基本性能の維持

運営事業者は、本施設の設備・機器等を適切に管理し、本施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。ただし、設備を改造した場合は、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。

4.1.5 施設の点検管理

運営事業者は、本施設の点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は表30のとおりである。

表30 点検項目（参考）

No	項目	点検内容	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の保全を行う	点検・補修・清掃作業
		樹木・植栽等の保全及び駐車場及びトイレの点検、修理及び更新を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修・剪定、刈込、除草、追肥、殺虫剤散布等
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検

4.1.6 点検・検査計画

- (1) 運営事業者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成すること。
- (3) 点検・検査計画書は組合に提出し、その承諾を得ること。なお、主な法定点検項目は表 31 のとおりである。

表 3 1 法定点検項目（参考）

No.	項 目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3 年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2 年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1 年毎 1 月毎 2 年毎
4	受配電設備 非常用自家発電設備 低圧電気設備	電気事業法 保安規定	1 年毎 1 月ごと 1 週ごと
5	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	6 月毎
6	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
7	エレベータ	建築基準法 同法施行令 同法施行規則 検査 定期 定期自主検査	1 年毎 1 月毎・常時監視
8	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×2 炉 1 年毎 ・飛灰 1 検体×2 炉 1 年毎
9	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年 4 回以上
10	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
11	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物 水銀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年 2 回以上（×2 炉）
12	地下水	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物	・地下水等検査項目

	(最終処分場)	の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1 検体×2 箇所 年 1 回 (DXNs 含む) ・ EC、Cl- 1 検体×2 箇所 年 12 回
13	放流水 (最終処分場)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	・ 排水基準等検査項目 年 1 回 ・ pH, BOD, COD, SS, T-N 年 12 回
14	重機等	労働安全衛生規則第 151 条の 21 特定自主検査 定期自主検査	1 月毎 1 年毎
15	酸素濃度計、ガス 検知計等の校正及 び定期点検	計量法 定期検査	1 年毎
16	合併処理浄化槽	浄化槽法	1 年毎
17	自動車検査 (車検)	道路運送車両法	種別・用途による
18	簡易無線機	無線局免許更新	5 年毎
19	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

(4) 現在、組合では地元住民への配慮として、法定点検とは別に表 32 に示す項目の検査を実施している。運営事業者は、これらの検査についても継続して実施すること。

表 3 2 地元対応に伴う検査項目

No.	施設名	検査項目	頻度
1	北部ごみ処理センター	北部ごみ処理センター周辺の土壌のダイオキシン類調査	1 回/年 (1 箇所)
2	角館一般廃棄物最終処分場	角館処分場周辺の地下水のダイオキシン類調査	1 回/年 (2 箇所)

4.1.7 点検・検査の実施と報告

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 運営事業者は、定期的な機能検査を毎年 1 回以上、精密機能検査を 3 年に 1 回以上、予め組合と協議した内容で、組合が認める第三者機関により実施すること。また、法定点検等を定期的 to 実施すること。
- (3) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合には、運営事業者は臨時点検を実施すること。
- (4) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (5) 点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

4.1.8 補修計画の作成

- (1) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。なお、補修計画策定に当たっては、季節変動(ごみ搬入量、外気温、浸出水発生量、原水水質等)を十分考慮すること。

- (2) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。また、更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

4.1.9 補修の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修の概要（参考）を表33に示す。
- ① 点検・検査結果に基づいた設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整、設備の設置
 - ③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置
- (5) 施設の設計、施工に起因する故障のように運営事業者の責に帰さないもの、あるいは不可抗力による損傷等のように組合及び運営事業者双方の責によらないものについては、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。

表33 補修の概要（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期的な点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		整備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

4.1.1.0 施設の保全

運営事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。見学者等の第三者が立ち入る箇所については、特に点検、修理、交換等を適切に行うこと。

また、運営事業者は、本施設内の植栽管理、駐車場の照明等の点検や修理交換等、冬季における除雪、融雪・消雪設備等の点検、修理等の保全を適切に行うこと。なお、災害レベルの大雪時における除雪費用の負担については、原則として組合が負担する。

なお、北部ごみ処理センターの施設保全業務については、別図に示すとおり北部し尿処理センターの担当範囲に係る保全業務は除くものとする。

4.1.1.1 更新計画の作成

- (1) 運営事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、事業期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新（ろ布等の交換を含む）である。

4.1.1.2 更新工事の実施

- (1) 運営事業者は、更新計画に基づき更新工事の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、効率的な機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (2) 更新工事に際しては、更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理・保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。

4.1.1.3 改良保全

運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。

4.1.1.4 清掃

運営事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

- (1) 運営事業者は、美観を損なわないよう、本施設内のすべての設備の清掃を定期的に行なうこと。
- (2) 運営事業者は、浄化槽の清掃、管理について、専門業者などを活用し適切に行うこと。

- (3) 運営事業者は、清掃に関する要領書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、令和2年度の清掃実績は表34のとおりである。

表34 清掃実績（北部ごみ処理センター）

年度	ガラスクリーニング	床清掃
平成28年度	—	—
平成29年度	—	—
平成30年度	実施（委託）	実施（委託）
令和元年度	—	—
令和2年度	実施（委託）	実施（委託）

※ガラスクリーニングについては、廊下や中央操作室などの現場職員でできる箇所は委託していない。

※清掃面積の実績はガラスクリーニングが556.59㎡、床が936㎡。（左記面積には北部し尿処理センター分を含むが、本事業における清掃範囲は北部ごみ処理センター分のみとする。）

4.1.1.5 建築物の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の機能を事業期間にわたり維持すること。
- (2) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、本施設建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

4.1.1.6 付帯設備の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設内にある樹木・植栽、駐車場、外構などの付帯設備（以下「付帯設備」という。）について、その機能を事業期間にわたり維持すること。
- (2) 運営事業者は、付帯設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、付帯設備の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。
- (4) 運営事業者は、最終処分場内にある防災調整池内に堆積した土砂を浚渫すること、その機能を維持すること。なお、運営事業者は、浚渫した土砂を本施設外へ搬出し、自らの責任と費用において処分すること。

4.1.1.7 施設見学者等への対応

運営事業者は、本施設の見学を希望する個人及び団体の予約受付及び見学者への説明等を行うこと。ただし、当日受付は行わない。なお、組合が対応する行政視察者を除く。北部ごみ処理センターの施設見学者数等の実績は表35のとおりである。

表 3 5 施設見学者実績（北部ごみ処理センター）

年度	団体数	人数
平成 28 年度	3	150 人
平成 29 年度	5	180 人
平成 30 年度	6	185 人
令和元年度	7	202 人
令和 2 年度	5	145 人

4. 1. 1 8 窓口対応

運営事業者は、本施設に対して電話照会、来客等があった場合には、適切な対応を行うこと。また、組合が要請する時は組合とともに本施設の運営状況の説明を行い、理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合は、組合との協議の上、適切に対応し、その結果を組合に提出・報告すること。

4. 1. 1 9 帳票類の管理及び記録の保存

（1）帳票類の管理

運営事業者は、本施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、組合より報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を表 36 に示す。

表 3 6 帳票類の種類（参考）

No.	名 称	No.	名 称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	施設保全状況報告		

（2）補修履歴等の記録

運営事業者は、本施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するための既存のソフトウェアを使用し、施設機能等の確認を行うこと。

（3）記録の保存

運営事業者は、(1) (2) で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。

4. 1. 2 0 各種調査票の作成協力

運営事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に基づき対応すること。

4.1.2.1 地域振興

運営事業者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮を行うこと。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮を行うこと。

4.1.2.2 その他

組合職員は、本事業の円滑な事業実施の確認と組合事務を行う。

運営事業者は、会議室等の一部を組合が行う事務に支障のない範囲で使用するができる。

当該施設において費消される電気、水、その他消耗品等に係る経費は委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。

なお、当該事項に係る詳細は、運営事業者と別途協議して決定する。

第2節 計量棟に係る施設保全業務（共通事項）

4.2.1 施設の機能維持

運営事業者は、計量棟の基本性能を事業期間にわたり維持すること。

4.2.2 施設の点検管理

運営事業者は、計量棟の管理として点検作業等を行うこと。

第3節 北部ごみ処理センターに係る施設保全業務

4.3.1 施設の機能維持

(1) 運営事業者は、北部ごみ処理センターの基本性能を事業期間にわたり維持すること。

(2) 運営事業者は、北部ごみ処理センターの公害防止基準に関する基本性能を事業期間にわたり維持すること。

4.3.2 施設の点検管理

運営事業者は、北部ごみ処理センターの管理として点検作業等を行うこと。

4.3.3 公害防止監視装置の管理

運営事業者は、公害防止監視装置の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

4.3.4 ダイオキシン類ばく露防止対策

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

4.3.5 見学者ホール・通路の案内展示設備

運営事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常

に良好な機能を維持すること。

第4節 最終処分場に係る施設保全業務（各処分場共通）

4.4.1 施設の機能維持

- （１）運営事業者は、最終処分場の基本性能を事業期間にわたり維持すること。
- （２）運営事業者は、最終処分場の公害防止基準に関する基本性能を事業期間にわたり維持すること。

4.4.2 施設の点検管理

運営事業者は、最終処分場の管理として点検作業等を行うこと。

第5章 環境管理業務

5.1.1 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、本施設の公害防止基準、関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 運営事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

5.1.2 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、北部ごみ処理センターについては、ばい煙、焼却灰（炉底残渣）等、最終処分場については、浸出水原水、処理水、周辺地下水等の分析・管理を含むこと。また、西木処分場に隣接する廃止済みの最終処分場に係る分析等については、本事業の対象外とする。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第6章 資源物管理業務

6.1.1 資源物の管理

運営事業者は、本施設で発生した資源物を適切に保管するとともに、資源物の種類毎に、発生量等についての電子データを記録・保存すること。

第7章 情報管理業務

7.1.1 運転記録報告

運営事業者は、本施設の廃棄物搬入及び搬出量、資源物搬入量、薬品・燃料等搬入量、埋立廃棄物の種類、量、場所、水量、各施設機器の運転データ、電気・上水等の用役データ等を記載した、運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.2 点検・検査報告

運営事業者は、本施設の点検・検査計画および点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.3 補修・更新報告

運営事業者は、本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.4 環境管理報告

運営事業者は、環境保全計画に基づき測定した本施設の環境保全の遵守状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.5 作業環境管理報告

運営事業者は、作業環境管理計画に基づき測定した本施設の作業環境保全の遵守状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.6 資源物管理報告

運営事業者は、資源物の種類毎に、発生量等を記載した資源物管理報告書を作成し、組合に提出すること。

7.1.7 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

7.1.8 その他管理記録報告

運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要求するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

第8章 安全管理業務

第1節 安全衛生管理・作業環境管理

8.1.1 安全衛生管理

- (1) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 運営事業者は、安全作業マニュアルを施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

8.1.2 作業環境管理基準

- (1) 運営事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置を行い、炉室内及び関係諸室については、第一管理区域（ $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）とすること。
- (3) 運営事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (4) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (5) 運営事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

8.1.3 作業環境管理計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 運営事業者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本施設を改善する必要がある場合は、組合と協議のうえ実施すること。
- (7) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (8) 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

(9) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。

(1 0) 運営事業者は、本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第 2 節 防災管理

運営事業者は、本施設の防災管理体制を整備するとともに、事業期間を通じた防災管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第 3 節 施設保安全管理

運営事業者は、本施設の保安体制を整備するとともに、事業期間を通じた施設保安計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第9章 人事管理業務

9.1.1 従業員に対する教育訓練

(1) 運転教育計画の作成

運営事業者は、組合と協議の上、運転教育計画を作成し提出すること。また、運営事業者は、作成した運転教育計画をもとに、組合及び各種業務の現受託事業者より本施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

(2) 運転要員の確保

事業準備期間に運転教育を受ける要員については、予め運営事業者が確保すること。

別表 1

運営事業者が行う業務の一覧（予定）

		北部ごみ処理センター			最終処分場		備 考
		計量棟	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	埋立地	浸出水処理施設	
1 運転管理業務							
1)	受付管理	○			○		
2)	計量	○			○		
3)	施設までの案内・指示	○			○		
4)	料金収納	○			○		
5)	施設の運転(適正処理)		○	○	○	○	
6)	搬入物の性状分析		○				
7)	搬入管理		○	○	○		
8)	最終処分物の搬出		○	○			
9)	資源化物等の搬出(引き渡し)			○	○		
10)	搬出物の性状分析		○				
11)	運転管理体制の整備	○	○	○	○	○	
12)	運転計画の作成		○	○	○	○	
13)	運転管理マニュアルの作成・実施		○	○	○	○	
14)	運転管理記録の作成		○	○	○	○	
2 施設保全業務							
1)	備品・什器・物品・用役の調達計画	○	○	○	○	○	
2)	備品・什器・物品・用役の管理	○	○	○	○	○	
3)	点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	
4)	点検・検査の実施	○	○	○	○	○	
5)	補修計画の作成	○	○	○	○	○	
6)	補修の実施	○	○	○	○	○	
7)	更新計画の作成	○	○	○	○	○	
8)	更新工事の実施	○	○	○	○	○	
9)	改良保全	○	○	○	○	○	
10)	清掃	○	○	○	○	○	
11)	建築物の機能維持と点検管理	○	○	○	○	○	
12)	付帯設備の機能維持と点検管理	○	○	○	○	○	
13)	施設見学者等への対応	○	○	○			
14)	案内展示設備の点検・修理・更新		○	○			
3 環境管理業務							
1)	環境保全基準の設定		○	○	○	○	
2)	環境保全計画の策定・実施		○	○	○	○	
4 資源物管理業務							
1)	資源物の管理			○	○		
5 情報管理業務							
1)	運転管理記録報告	○	○	○	○	○	
2)	点検・検査報告	○	○	○	○	○	
3)	補修・更新報告	○	○	○	○	○	
4)	環境管理報告		○	○	○	○	
5)	作業環境管理報告	○	○	○	○	○	
6)	資源物管理報告			○	○		
7)	施設情報管理	○	○	○	○	○	
6 安全管理業務							
1)	安全衛生管理・作業環境管理	○	○	○	○	○	
2)	防災管理	○	○	○	○	○	
3)	施設保安全管理	○	○	○	○	○	
7 人事管理業務							
1)	従業員に対する教育訓練	○	○	○	○	○	

経費項目による業務分担（予定）①

経費項目				負担区分		
				組合	ごみ	し尿
A. 北部ごみ処理センター及び北部し尿処理センター	A-1. 共通	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟費用	1) 夜警		●	
			2) 清掃委託費		●	
			3) 暖房用燃料費(灯油)		●	
		3. その他費用	1) 清掃委託費(W掛+窓拭き)		●	●
			2) 外構植栽維持管理費		●	●
			3)-1 除雪作業費(重機作業)	※	●	●
			3)-2 融雪設備管理		●	●
			4) 消防設備点検		●	●
			5) 浄化槽管理		●	
	A-2. 北部ごみ処理センター	1. 燃料費	1) A重油(ごみ処理)		●	
			2) 軽油(重機)		●	
			3) 灯油(小動物焼却)		●	
			4) ガス(ごみ処理/バーナー種火)		●	
		2. 電気料金	1) 電気(ごみ処理/基本)		●	
			2) 電気(ごみ処理/使用)		●	
		3. 消耗品費	1) 消耗品(コピー用紙等)		●	
		4. 運転管理及び機械設備保守整備業務委託	1) 運転管理(運転管理)		●	
			2) 運転管理(薬品類)		●	
			3) 運転管理(法令検査)		●	
			4) 保守整備(消耗部品)		●	
			5) 保守整備(保守整備)		●	
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費		●	
		6. その他費用	1) SPC運営費など		●	
	A-3. 北部し尿処理センター	1. 燃料費	A重油(し尿処理)			●
		2. 電気料金	1) 電気(し尿処理/基本)			●
			2) 電気(し尿処理/使用)			●
		3. その他消耗品費	1) 消耗品(リノ保管用フレコン)			●
		4. 運転・維持管理業務委託	1) 運転管理			●
			2) 環境対策測定検査			●
			3) 水処理設備使用薬品等			●
			4) 建築付帯保守点検			●
			5) 機械設備保守整備			●
			6) 槽清掃等及び処分費			●
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費			●
		6. その他費用	1) SPC運営費など			●

※災害レベルの大雪時における除雪作業費は、協議のうえ組合が負担。

経費項目による業務分担（予定）②

経費項目				負担区分		
				組合	ごみ	し尿
B. 一般廃棄物最終処分場	B-1. 田沢湖最終処分場	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
		3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
		5. その他	1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
	B-2. 角館最終処分場		3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
		1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟に係る費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
			3) 給水		●	
		3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
	B-3. 西木最終処分場		5. その他		●	
			1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
			3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
		1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟に係る費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
			3) 水道(生活用水・機器洗浄水)		●	
	B-4. 最終処分場共通	3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
		5. その他	1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
			3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
		1. 施設管理補助業務	1) 施設管理設計業務		●	
			2) 施設管理現業業務		●	
			3) 水質検査		●	
			4) 発生ガス等調査業務		●	
			5) 井戸水質検査業務(田沢湖)		●	
			6) 残余容量算定業務		●	
			7) サンプリング費		●	
		2. 浸出水処理施設維持管理業務	1) 維持管理費		●	
			2) 車両交通費		●	
			3) 活性炭吸着塔ろ材交換等		●	
			4) UV計点検整備費		●	
		3. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費		●	
		4. 消耗品費	1) 消耗品費(活性炭等)		●	

※災害レベルの大雪時における除雪作業費は、協議のうえ組合が負担。